

令和3年 第4回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第4回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年4月22日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年4月22日 午前9時00分				
	閉会	令和3年4月22日 午前11時10分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番1番	吉野 寅三	席番2番	宮脇 勇		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	中水		
	主幹兼農地係長	佐々木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	○	10	立根 重信	○
3	今市 光則	○	11	道山 幸治	○
4	熊野 廉太郎	○	12	脇田 祐二	○
5	原田 純一	○	13	春田 豊美	○
6	田尾 昭三	○	14	中之内 瑞穂	○
7	坪田 則義	○	15	工藤 雅彦	○
8	池袋 良子	○	16	山下 直樹	○



議長	萩迫	<p>ただいまから、令和3年第4回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番1番、吉野委員と、席番2番、宮脇 勇委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、脇田 廣昭委員の報告を2件、一緒をお願いします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>それでは、〇〇さんのあっせん活動について報告します。令和3年第1回定例総会からのあっせん活動中です。7筆中1筆は成立しておりますが、残り6筆について活動中です。本人さんに厳しい状況であると説明したところもう少し待ちたいとの意向でしたので、引き続き活動をしたいと思います。</p> <p>続きまして、〇〇さんの分ですが、令和3年第1回臨時総会からのあっせん物件です。まだ、購買者は見つからず引き続きあっせん活動を続けたいと思います。以上報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。次に、隈元委員の報告をお願いします。
委員	隈元	<p>4月の臨時総会であっせん依頼を受けました〇〇さんの分ですが、売り手と買い手の値段がものすごく差がありまして三人ほど当たったのですが、無理ということで、〇〇さんと14日に話し合いをしました結果、取り下げをすることになりました。理由としましては、値段が合わなければ、2.3ヶ月延ばしても折り合いがつかないのではないかとのお互いの意見の一致をみまして、〇〇さん・池袋委員と3名の中で取り下げということになりました。以上報告終わります。</p>
議長	萩迫	ただ今、隈元委員から、〇〇さんの土地についてあっせん取り下げの報告がありましたが、報告どおり、取り下げとすることに、ご異議ありませんか
会場	委員	(異議なし)
議長	萩迫	異議なしということですので、打ち切りといたします。次に、福岡 裕幸委員の報告を3件、一緒をお願いします。
委員	福岡裕幸	<p>それでは、会長より依頼のありました公益財団法人〇〇の分ですが、1月より継続して活動してまいりましたが、希望価格に折り合いがつかず購入者</p>

		<p>が見つからず本日をもってあっせん活動を打ち切りたいと思います。</p> <p>続きまして、4月臨時総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、まだ買い手が見つからないので引き続き活動を続けたいと思います。</p> <p>3番目の〇〇さんの分ですが、あっせんが成立した分を報告します。あっせん成立資料は13番になります。あっせんの農地の地番・地目・面積等は議案書に記載されているとおりです。場所は、泰野小学校前の交差点を南之郷方面へ入り道なりに3kmほど進むと大きく右下に下る道路がありますが、そこを右折し道なりに350m進んだ左手の田です。譲受者は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。息子さんと生産牛と飼育牛を飼育されており、隣接する田を所有されております。価格は100,000円でした。以上報告終わります。</p>
議長	萩迫	<p>ただ今、福岡委員から、公益財団法人〇〇の土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。次に、宮脇 茂樹委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました〇〇さんの分についてあっせんが成立しましたので報告します。資料4ページ14番です。譲渡者は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受者は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。あっせん農地は議案書に記載されているとおりです。場所は、有明町伊崎田の県道志布志・福山線沿いにセブンイレブンがありますが、そこから有明支所方向へ約150m進み東へ150m北へ50m行ったところの茶畑です。〇〇さんは、あっせん農地の近くにも管理している農地があります。価格は、3,655㎡で1,080,000円です。あっせん成立日は、令和3年3月15日です。あっせん委員は中之内委員と私でした。報告は以上です。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、田尾委員の報告をお願いします。</p> <p>2件、一緒をお願いします。</p>
委員	田尾	<p>2月の総会で依頼のありました〇〇さんの農地があっせん成立しましたので報告いたします。資料4ページ15番です。あっせんの農地の地番・地目・面積等は議案書に記載されているとおりです。場所は、有明支所から南の通山方面へ4.5km進み高速道路高架ボックスを過ぎてすぐの信号を直進</p>

して 40m進んだ右側のところです。譲受者は、下肆部合自治会にお住まいの認定農業者の〇〇さんでした。〇〇さんは主に生産牛・水稻・WCS を栽培されており、農機具はトラクター3台・ホイル・田植え機・2 t ダンプ・軽トラを保有されております。〇〇さん宅から車で3分のところにあります。あっせん価格は10 アール当たり 500,000 円で総額 415,500 円でした。あっせん委員は上野委員と私でした。

次に、同じく〇〇さんのあっせんの報告はあっせん資料4 ページ 16 番です。所在地は、資料のとおりです。場所は、先程の 15 番の場所から通山方面へ南 120m行き右折して農道を西に 350m行った左側のところです。譲受者は、下肆部合自治会にお住まいの認定農業者の〇〇さんです。主に生産牛・WCS・飼料などを栽培されており、農機具はトラクター5台・ロールベアラー・2 t ダンプ・モアを保有されております。〇〇さん宅から車で3分のところにあります。あっせん価格は10 アール当たり 450,000 円で総額 444,150 円でした。あっせん委員は上野委員と田尾でした。以上で報告を終わります。

議長 萩迫

はい、ご苦労さまでございました。次に、坂中委員の報告を2件、一緒をお願いします。

委員 坂中

4月の臨時総会で依頼のありました農地があっせん成立しましたので報告いたします。資料4 ページ 17 番です。あっせんの農地の地番・地目・面積等は議案書に記載されているとおりです。場所は、JA あおぞら総合福祉センターから原田方面へ 600m進んだところを左折し 50m進んだ左側にあります。譲受者は、野井倉自治会にお住まいの認定農業者の〇〇さんの長男〇〇さんです。家族協定書を結ばれておる新規就農者です。主に人参 10 町歩・馬鈴薯 5 町歩・焼酎用甘藷を 6 町歩を作付けされておまして、農機具をトラクター6台・2トン4トントラック各1台・軽トラ2台・人参・馬鈴薯・甘藷収穫機各1台を保有されております。〇〇さん宅からは車で5分のところになります。あっせん価格は田 3,720 m<sup>2</sup>で 10 アール当たり 420,000 円で総額 1,562,400 円でした。あっせん委員は春田委員と坂中でした。

続きまして、4 ページのあっせん成立資料 18 番です。あっせんの農地の地番・地目・面積等は議案書に記載されているとおりです。場所は、JA あおぞら総合福祉センターから北方向に 500m進んだところを左折し 100m進んだところを左折しさらに 100m進んだところの左側にあります。譲受者は、

<p>議長 萩迫</p>	<p>上普現堂自治会にお住まいの認定農業者の〇〇さんです。主に生産牛 15 頭・WCS 飼料 2 町歩・加工用甘藷 5. 4 町歩作付けされておりました、農機具はトラクター 5 台・軽トラ 2 台を保有されております。〇〇さん宅からは車で 3 分のところにあります。あっせん価格は田 930 m<sup>2</sup>で総額 250,000 円でした。あっせん委員は春田委員と坂中でした。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、私の関係分について、報告します。4 月 2 日、市長へ就任あいさつ及び農業委員の任命のお礼のために表敬訪問いたしました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、15 件の申請でございます。まずは、6 ページ、番号 37 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>農地係長 竹之内</p>	<p>それでは議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 37 番について説明申しあげます。議案書は、6 ページです。まず、譲渡人は志布志市有明町野神にお住まいの〇〇さん 87 歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん 71 歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が 1 筆で 897 m<sup>2</sup>です。〇〇さんのご主人が認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。今回の申請地の場所でございますが、J A あおぞら蓬原出張所から市道大久保・東中組線を西に向かい、同市道と市道平山・上大久保線の交点から、市道平山・大久保線を北に約 420m 進んだ右手にあります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 5 ページのとおりでございますが、申請地には飼料用米を作付けしていくとの事があります。通作距離は自宅から車で 5 分との事です。申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。以上で、番号 37 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めまます。次に、番号 38 番を審議いたします。番号 38 番は、</p>

		吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。
会場		(吉野委員 退席)
議長	萩迫	それでは、橋口委員説明をお願いします。
委員	橋口	会長より依頼のありました番号 38 を報告いたします。譲渡人は志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りで、申請地の場所は、平城公民館から南東へ 250m のところにあります。譲受人宅からは車で 10 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり甘藷・水稻を栽培されており、申請地には、水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター 3 台・耕運機 2 台・田植え機 1 台・コンバイン 1 台を保有されております。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	井久保	公民館はどこ公民館でしょうか。無償譲渡で間違いありませんか。
委員	橋口	平城公民館です。申請は無償譲渡でなされております。
議長	萩迫	他にありませんか
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。ここで吉野委員の入室を許可します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 39 番を審議いたします。同じく、橋口委員説明をお願いします。
委員	橋口	会長より依頼のありました番号 39 を報告いたします。譲渡人は志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、平城公民館から南東へ 250m のところにあ

		<p>ります。譲受人宅からは車で 10 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり甘藷・水稲を栽培されており、申請地には、水稲を作付けする予定とのことです。また、トラクター 3 台・耕運機 2 台・田植え機 1 台・コンバイン 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7 ページ、番号 40 番を審議いたします。同じく、橋口委員説明をお願いします。
委員	橋口	<p>会長より依頼のありました番号 40 を報告いたします。譲渡人は鹿児島市西伊敷〇丁目〇-〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、〇〇畜産から東側 50m のところにあります。譲受人宅からは車で 5 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり家族で畜産業を営んでいて主に牧草を栽培されており、申請地には、牧草を作付けする予定とのことです。また、トラクター 1 台・耕運機 1 台・田植え機 1 台・コンバイン 1 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	道山	〇〇畜産の詳しい場所をお願いします。
委員	橋口	志布志町八野校区にあります。
委員	道山	単に言われてもわかる人はわかりませんが、知らない人はほとんどわかりません。今後の対応としてはどうですか。

委員	吉野	事務局でも、説明は簡潔にと申しているのでも今でもいいのでは。
委員	山下	ここの発言は、議事録に残るので詳しくした方が良いでしょう。
議長	萩迫	簡潔に説明をお願いしてしますので、説明で不足した時や分からない時は質問をしてもらうことでいかがでしょうか。
会場	委員	(異議 なし)
議長	萩迫	ではそのようにしたいと思います。他にありませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 41 番を審議いたします。立迫委員説明をお願いします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました議案 31 号番号 41 を報告いたします。譲渡人は、奈良県香芝市下田西〇丁目〇〇番〇-〇〇号にお住まいの〇〇さん 63 歳です。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さん 73 歳さです。従姉妹同士になります。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、曾於街道沿いにある伊崎田鍋にある点滅信号機から高ヶ谷集落へ向かい途中 600mほどのところを右折すると岳野山に行く道路がありそこを右に 10m行った左手が 2394 番 1 になります。そこは現在竹林雑種木の山になっておりましたが、本人が少しずつ農地に戻すとのことでした。さらに、そこから下に 1 km進んだところに田園が広がりその右に 2694 番 1 と 2694 番 4 がありました。田園の中には、現在耕作している田もありました。譲受人宅からは車で 5 分のところにあります。〇〇さんは、同じ敷地内に住む弟さんと二人で甘藷・稲作を主に栽培されており、申請地には、甘藷と稲作を作付けする予定とのことでした。また、トラクター 1 台・田植え機 1 台・甘藷つるきり機 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 42 番を審議いたします。吉野委員説明をお願いします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号 42 を報告いたします。譲渡人は、都城市若葉町〇〇号〇番地にお住まいの〇〇さん 73 歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 68 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、志布志自動車学校から有明へ向かい肆部合交差点を過ぎ蓬原方面へ進むと下戸商店があります。そこを斜めに 50m 進んだところの小さな畑であります。〇〇さん宅からは 5 km 車で 8 分のところになります。〇〇さんは、兼業農家で味噌づくりをしながら甘藷を栽培するとのことで、申請地は、耕作放棄になっているところでございますが、下払いをして甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター 1 台・軽トラ 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8 ページ、番号 43 番を審議いたします。上野委員説明をお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 43 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明の肆部合集落の信号機沿いに内村産業がありますが、そこから蓬之郷方面へ約 200m 行き左へ 120m 行った左手にあります。譲受人宅からは 5 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者</p>

		<p>であり夫婦で主に水稻・ミニトマト・甘藷を栽培されており、申請地には、すでにミニトマトを作付けされておりました。トラクター1台・タイヤショベル1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号44番を審議いたします。宮脇 茂樹委員説明をお願いします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号44を報告いたします。譲渡人は、鹿屋市串良町岡崎〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん43歳です。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん76歳です。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、有明中学校から通山方面へ向かい肆部合自治会の信号機横の内村産業精米所を過ぎ東九州自動車道の架橋下を過ぎ50m行った右側にあります。本人宅からは車で12分程度のところになります。〇〇さんは、夫と二人で生産牛の飼育と水稻を栽培されており、申請地には、水稻を作付けする予定とのこと。既に水稻が作付けされておりました。また、トラクター2台・耕運機1台・ハーベスター1台を保有されて親牛20頭・子牛8頭を飼育されております。〇〇さんは、〇〇さんの姪にあたるそうです。ですので、無償譲渡になるところです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 45 番を審議いたします。立山委員説明をお願いします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号 45 を報告いたします。譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 69 歳です。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 71 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、JA あおぞら総合福祉センターより南へ 200m 行き最初の三文字を左へ入り 100m 入った左手の茶畑になります。譲受人宅からは 8 km の 15 分のところになります。〇〇さんは、カーセンター大隅を経営しながら譲り受ける茶畑の近くに田んぼ 30 アールを作付けしておりました。今回譲り受ける茶畑は、今までも〇〇が管理されておりましたので、収穫等は依頼するという事です。また、トラクター 1 台・軽トラ 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、9 ページ、番号 46 番を審議いたします。立迫委員説明をお願いします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました議案 31 号番号 46 を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市真砂本町〇-〇-〇にお住まいの〇〇さん 78 歳です。譲受人は、有明町野神〇〇番地〇にあります有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、野神小学校から西へ 4 km 進んだところに立本丘入り口があります。その丘を登っておりてすぐ交差点を左折して 100m 進んだ両サイドになります。この場所は、〇</p>

		<p>○の中にあり今までは借地として利用していたのを○○さんが農業廃止を希望し、○○が規模拡大を目的に購入されました。法人事務からは徒歩2分のところにあります。有限会社○○は農地適格法人で代表者と従業員2名でツツジ・サツキ・栗の木・桜の木を栽培されており、申請地には、ツツジ・栗の木の苗を作付けする予定とのことです。また、木や苗を扱う機械を一式と軽トラ1台・2トン車1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、番号47番を審議いたします。番号47番は、10ページにまたがりまます。上野委員説明をお願いいします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありまました番号47を報告いたします。この分は、2ヶ所になっておりまます。まますは、有明町から譲渡人は、志布志市有明町蓬原○○番地にありまます株式会社○○代表取締役○○さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原○○番地○にお住まいの○○さんです。申請地は、議案書に記載されてる通りでございまます。申請地の場所は、有明の野神小学校の正門前の道路を芝用方向へ約1km行っただころを右折し50m進んだ右手にありまます。譲受人宅からは約5分のところにありまます。</p> <p>続きままして、松山町分ですが、松山支所から尾野見方面へ2.7km進んだところに中山バス停がありまます。そこから末吉へ行く道路がありそこを約2km進みそこから右手に道なりに700m進み左手に200m行き右手50m先のところになりまます。譲渡人と譲受者は、兄弟でありまます。譲受人宅からは約20分のところにありまます。○○さんは、認定農業者であり夫婦でお茶を栽培されてる、申請地には、お茶が作付けされてるありまました。また、トラクター1台・耕運機1台・摘採機3台・防除機2台を保有されてるありまます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適</p>

		格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、10 ページ、番号 48 番を審議いたします。立山委員説明をお願いします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号 48 を報告いたします。譲渡人は有明町野神田淵自治会にお住まいの〇〇さん 96 歳です。譲受人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 31 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所ですが、田が曾於街道のナンニチリースより北へ 100m 行き左折し約 1 km 行ったところの三文字の左側になります。畑の方は、国道 269 号線沿いの山重小学校から鹿屋方面へ 500m 行き左折し 300m 入ったところの竹林に囲まれた畑になります。譲受人宅からは田で 500m のところにあり、畑は自宅の前になります。〇〇さんは、J A 鹿児島島の機械センターに勤務されるかたわら甘藷と水稻を栽培されております。申請地の田は、現在作付けをし、畑は、大隅芝園さんが芝を作付けしているため、しばらくはそのままでしておきたいとのことです。また、トラクター 1 台・田植え機・脱穀機・軽トラ等を保有されております。総会資料の 6 ページにも、営農計画書がありますのでご参照ください。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、11 ページ、番号 49 番を審議いたします。福岡 裕幸委員説明をお願いします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました番号 49 を報告します。譲渡人は、松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さん 68 歳です。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さん 66 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りで、申請地の場所は、県道柿の木・志布志線沿いの尾野見小学校より志布志方面へ約 2 km ほど進むと遠迫商店の交差点がありますが、そこを左折し最初の十字路を再び左折し 1 km 進んだ交差点を左折し 350m 進んだ右手の畑です。譲受人宅からは約 10 分のところにあります。〇〇さんは、夫婦二人で主に甘藷を栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクターなど甘藷の作業機械一式を保有されています。隣接する叔父の畑を今年より管理するに合わせて今回の申請となりました。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 50 番を審議いたします。番号 50 番と番号 51 番は、関連があるため、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		それでは、隈元委員説明を 2 件いっしょにお願いします。
委員	隈元	会長より依頼のありました番号 50 と 51 を報告いたします。等価交換です。まず、番号 50 の譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 80 歳です。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道塗木・

大隅線沿いにショッピングセンターかしまがありますが、その商店前の道路向かい側 2 枚の田になります。譲受人宅からは 3 分のところにあります。続きまして、番号 51 ですが、譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。50 番の〇〇さんと 51 番の〇〇さんとは親子です。申請地は、議案書に記載されている通りです。場所は、先程のショッピングセンターかしまから田之浦方面へ 150m 進み左折し 30m 行ったところ上中ふれあいの家がありますが、その隣上に位置します。譲受人宅からは 5 分のところにあります。〇〇さんは、親子で生産牛 21 頭を飼育されており、申請地には、飼料を作付けする予定とのことです。また、2 トンダンプ 1 台・軽トラ 1 台・トラクター 2 台・飼料作に必要な機械は一式保有されております。この 50 番と 51 番は基盤整備後から交換をして作付けをしていたそうです。宮下地区は、基盤整備後諸事情により換地がなされていないので、旧地番となっております。

以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 萩迫 はい、ご苦労さまでございました。まずは、番号 50 番につきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員 (会場 なし)

議長 萩迫 ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 委員 (会場 異議なし)

議長 萩迫 異議なしと認めまます。次に、番号 51 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員 (会場 なし)

議長 萩迫 ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 委員 (会場 異議なし)

議長 萩迫 異議なしと認めまます。よって日程第 4、議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。

次に日程第 5、議案第 32 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見

委員	<p>脇田廣昭</p> <p>協田廣昭</p> <p>それでは、議案第 32 号番号 12 番について報告いたします。総会資料のは 8 ページから 10 ページです。調査日は 4 月 7 日、調査員は、隈元委員・谷宮委員と私脇田です。事務局より 1 名と農政課より 2 名の同行でした。譲渡人は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、夫の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所ですが、市役所松山支所から北北東に位置し、松山支所から松山小学校へ向かう市道を 1.1km 進んだ右側に位置します。除外転用目的は、その他の農業用施設用地で変更後の用途は、牛舎・放牧場・サイレージ保管場です。周辺の状況は、北側は山林・東側は山林・南側は山林・西側は公衆道路です。放牧場が主に山林側に面しているため排水を公衆道路の方へ溜枳を用いて流すとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された農業用用地に供するため、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題のないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>萩迫</p> <p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございましたか。</p>
会場	<p>委員</p> <p>(会場 なし)</p>
議長	<p>萩迫</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変 更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	<p>委員</p> <p>(会場 異議なし)</p>
議長	<p>萩迫</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号 13 番を 審議いたします。現地を調査 された、隈元委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	<p>隈元</p> <p>議案第 32 号番号 13 番について報告いたします。調査日は 4 月 7 日、調査 員は、脇田委員・谷宮委員と私隈元です。総会資料は 11 ページから 13 ペー ジをご覧ください。申請人は、志布志市松山町新橋〇〇番地の合同会社〇〇 代表社員〇〇です。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・ 地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。総会資料の 11 ページ をご覧ください。2 筆ありますが、字坂元 4600 番 1 畑 248 m<sup>2</sup>は農振地域</p>

		<p>外ですので、用途区分変更は、その下の字 4601 番の畑 1,559 m<sup>2</sup>につきまして説明いたします。なぜかと言いますと、この場所は土地改良事業は入っていませんけれども、畑かんの設置を希望したため、設置条件としまして、農振地域の指定が必要だったためです。場所は、申請地の場所は、県道柿の木・志布志線沿いの泰野方面へ 2.7 km 進み半下石建設手前を左折し 2.4 km 進み右折し大谷自治会方面へ 1.3 km 進んだ右側に位置します。用途変更目的は、茶工場・通路・堤防・スロープです。現在畑かんがありますが補助金返納を行えばよろしいとのことでした。周辺の状況は、北側は河川・東側は畑・南側は山林・西側は宅地です。排水は特に問題はありませんでした。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。原則転用不許可ですが、農用地区域内であり農用地利用計画で指定された農業用用地に供するため、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題のないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 32 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 6、議案第 33 号、農地法第 4 条の規定による 許可申請についてを 議題といたします。まず、15 ページ、番号 2 番を 審議いたします。現地を調査された 脇田 廣昭委員の報告を お願いします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>議案第 33 号番号 2 について報告します。総会資料は、14 ページから 17 ページになります。調査日は、4 月 7 日 調査委員は、隈元委員・谷宮委員と私脇田です。事務局より 1 名の同行がありました。申請人は、志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんと本人と本人の奥様でした。申請地の所在・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、市役所本庁から北東方向に位置し、県道 3 号線日南・</p>

		<p>志布志線をハイジの学校旧八野小学校方向へ進み、ハイジの学校よりおよそ500m進んだ左側山林奥にあります。転用の目的は、山林です。周辺の状況は、北側は畑・東側は山林・南側は山林・西側は畑です。畑に通ずる道路も2.5mと狭く法面も荒廃しているため、日々の農作業の管理とまた高齢とも重なり困難を極めているとのことでした。さらに、周囲の畑も荒廃し山林化しておりました。今回申請地の5762番1の土地面積の8割から9割に既に植林がされており事前着工の形となっておりますが、今回、始末書が17ページに添付されております。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに 決定をいたしました。
		次に、日程第7、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、17ページ、番号21番を審議いたします。現地を調査された福岡 剛委員の報告をお願いします。
委員	福岡 剛	議案第34号番号21番について報告いたします。調査日は、4月7日 調査員は、立山委員・中之内委員と私福岡です。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。総会資料は18ページから20ページをご覧ください。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、志布志安楽保育園から鉄道跡の市道若浜・宮前線を南方向へ130m進んだ左手に位置します。転用目的は、一般住宅で

		<p>す。周辺の状況は、北側は畑・東側は山林・南側は宅地・西側は宅地です。排水は合併浄化槽を通して西側に市道の側溝に流すとのことでした。申請地の地目は宅地となっておりますが、現状は畑となっております5条申請がなされたところです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	原田	この申請地は通路がありませんがどこから入るのですか。
農地係長	圖師	申請地は、指摘のとおり通路がないのですが、西側にある1804番1の宅地がありますが、ここの通行承諾書を貰っていらっしゃいます。
議長	萩迫	他にご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号22番を審議いたします。同じく、現地を調査された福岡剛委員の報告をお願いします。
委員	福岡 剛	<p>議案第34号番号22番について報告いたします。調査日は、4月7日 調査員は、立山委員・中之内委員と私福岡です。譲渡人は、霧島市隼人町小田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人〇〇総合事務所〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、市道安楽線沿いにあります安良集落の馬場園バス停から安楽小学校方向に進んで右折、さらに130m進んだ左手に位置します。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は宅地です。排水は、盛土を30cm行い合併浄化槽より南側の公衆道路排水溝への排水となります。その他として周囲にブロックを積み周囲に土砂等が流出しないようにするとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりもなく都市計画</p>

		<p>用途地域内から概ね 500m以内にあり土地改良事業も入っていないため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号 23 番を審議いたします。現地を調査された脇田 廣昭委員の報告をお願いします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>それでは、議案第 34 号番号 23 番について報告いたします。総会資料は 24 ページから 26 ページです。調査日は、4 月 7 日 調査員は、隈元委員・谷宮委員と私脇田です。さらに事務局より 1 名の同行がありました。譲渡人は、埼玉県所沢市泉町〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿児島市錦江町〇番〇号にあります〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんと土地家屋調査士〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、志布志市役所本庁から北側方向に位置し、志布志消防署から進み、ファミリーマート志布志見帰店前の県道交差点を右折、市道に入りおよそ 600m 進んで左折し 180m 行ったところの左側に位置します。転用目的は、その他の特定建築条件付売買予定地です。申請地の周辺は住宅需要が旺盛で、この申請地に住宅 6 棟の建設地として販売するとのことでした。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は畑・南側は宅地・西側は公衆道路です。排水は周囲にコンクリートブロックを積み土砂・雨水が隣接地に流出しないように設置し被害が起きないように計画されております。また、調査員より残された畑の排水につきまして指摘がありましたが、造成時に側溝及び溜桝を設け既存の側溝に排水するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第</p>

		<p>1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、18ページ、番号24番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いします。
委員	隈元	<p>それでは、議案第34号番号24番について報告いたします。調査日は、4月7日 調査員は、脇田委員・谷宮委員と私隈元です。総会資料は27ページから29ページです。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。もうひとり大分県別府市大字鶴見〇〇番地の〇にお住まいの〇〇です。二人は姉妹です。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんとは親子です。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、国道220号線を志布志から夏井方面へ進み、天神墓地からおよそ230m先を右折し130m進んだところを右折しおおよそ170m進んだ右手奥に位置します。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は宅地・南側は畑・西側は畑です。排水は後ほど説明をします。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。第2種農地は代替え地がない時に限り許可出来るとなっております。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 25 番を審議いたします。同じく、現地 を調査された隈元委員の報告をお願いします。
委員	隈元	それでは、議案第 34 号番号 25 番について報告いたします。資料は 30 ペ ージから 32 ページです。調査日・調査員・譲渡人は、先程と同じです。譲 受人は、鹿屋市寿〇丁目〇〇番〇号 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。〇 〇さんとは親子です。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・ 地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、先程 24 番と 同じところでは、転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東 側は宅地・南側は畑・西側は畑です。排水は後ほど説明をします。
		申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も 入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。第 2 種農地は 代替え地がない時に限り許可出来るとなっております。
		以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの 意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござい ませんか。
委員	山下	排水について、先に説明をしてもらってよろしいでしょうか。
委員	隈元	この 2 件の申請地に住宅を建設して 26 番の申請地を通路としそこに側溝 を設置して、それを利用して市道へ流すとのことでした。
委員	山下	はい、わかりました。
議長	萩迫	他にありませんか。
委員	原田	資料の 32 ページですが、建物が 2 筆にまたがっていますがなぜですか。
委員	隈元	ここの申請地に、2 棟建てる関係でまたがってしまうことになります。
委員	原田	そうですか。わかりました。
議長	萩迫	他にご意見はありませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 26 番を審議いたします。同じく、現地を調査された隈元委員の報告をお願いします。
委員	隈元	議案第 34 号番号 26 について報告いたします。資料は 33 ページから 35 ページです。調査日・調査員は先ほど 24・25 番と同じです。譲渡人は、〇〇さんです。譲受人は、〇〇さんと〇〇さんです。姉妹です。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、先ほどと同じです。転用目的は、住宅用の通路です。周辺の状況は、北側は畑・東側は宅地・南側は畑・西側は畑です。排水は先ほどの住宅建設の排水のため、通路に側溝を設置するところです。 申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。第 2 種農地は代替え地がない時に限り許可出来るとなっております。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、19 ページ、番号 27 番を審議いたします。番号 27 番は、令和 3 年 3 月総会の議案第 17 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 6 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 28 番を審議いたします。現地を調査された立山委員の報告をお願いします。
委員	立山	それでは、議案第 34 号番号 28 番について報告いたします。調査日は、4 月 7 日 調査員は、福岡委員・中之内委員と私立山です。総会資料は 36 ペ

		<p>ージから 38 ページです。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。場所ですが、県道志布志・有明線の吉村交差点から、A コープあおぞら店を 200m 行き左手に位置しております。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は田・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は宅地です。排水は南側の集落排水へ接続して利用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 29 番を審議いたします。番号 29 番は、令和 3 年 2 月総会の議案第 9 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 1 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、20 ページ、番号 30 番を審議いたします。番号 30 番は、令和 3 年 3 月総会の議案第 17 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 8 番で審議されましたところが含まれる 5 条申請でございます。現地を調査された立山委員の報告をお願いします。

委員	立山	<p>議案第 34 号番号 30 番について報告いたします。調査日は、4 月 7 日 調査員は、福岡委員・中之内委員と私立山です。只今ありましたように農用地除外の審議済の案件です。総会資料の 39 ページから 42 ページをご覧ください。まずは、40 ページです譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんの以下 6 名です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんと〇〇から 2 名の出席がありました。申請地は、議案書に記載されている通りです。場所は、国道 220 号線沿い菱田橋交差点から北方向に 600m 進んだ左手に位置しております。転用目的は、産地型パックセンター及び駐車場です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は田です。排水ですが、南側の公衆道路の三面側溝を利用し、特に問題はないと思われます。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、許可できる場合の既存施設の拡張に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます次に、21 ページ、番号 31 番を審議いたします。番号 31 番は、先ほどの議案第 32 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 12 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 32 番を審議いたします。番号 32 番は、

委員 隈元	<p>先ほどの議案第 32 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 13 番で審議されましたところが含まれる 5 条申請でございます。</p> <p>現地を調査された隈元委員の報告をお願いします。</p> <p>議案第 34 号番号 32 について報告します。調査日は、4 月 7 日 調査員は、脇田委員・谷宮委員と私隈元です。総会資料は 11 ページから 13 ページです。譲渡人は、松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町新橋〇〇番地の合同会社〇〇 代表社員〇〇です。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。先ほどの議案第 32 号番号 13 で用途区分変更をした農地とその隣接する農地になります。転用目的は、茶工場・中露・堤防・スロープです。輸出する食品は高い衛生管理が求められているため、高級な玉露を専用に生産する茶工場を建設してグローバル GAP 認証を取得し、販路拡大により経営の安定化を図りたいとのことでした。既存の茶工場は玉露の仕上げ工程及び荒茶の低温保管施設・車両格納や機械整備スペースとして使用するとのことでした。また、堤防は東側の外接排水路と北側の大谷川の氾濫対策です。周辺の状況は、北側は河川・東側は畑・南側は山林・西側は宅地です。</p> <p>申請地の農地区分ですが、字坂元 4600 番 1 の畑は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。第 2 種農地は代替え地がない時に限り許可出来るとなっております。字坂元 4601 番の畑は、先程報告したとおりです。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
議長 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 なし)</p>
議長 萩迫	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長 萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 35 号、非農地証明願の承認についてを議題とし</p>

<p>委員 谷宮</p>	<p>ます。まずは、23 ページ、番号 8 番を審議いたします。現地を調査された、谷宮委員の説明をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありました議案35号番号 8 番について報告いたします。調査日は 4 月 7 日 調査員は、隈元委員・脇田委員と私谷宮です。事務局より 1 名の同行がありました。総会資料は、43 ページから 45 ページをご覧ください。申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所につきましては、志布志町田之浦です。県道南之郷・志布志線沿いにあります田之浦郵便局から田之浦ふるさと交流館へ進みその先を左折、市道宮地線から志布志平山2号線へ進む道路を、およそ 1.1 km 進んだ先に位置します。申請地の 2 筆の地目は畑ですが、現況の地目は宅地です。この申請地の前所有者申請人の亡父が昭和 50 年に丸太を組み合わせた掘っ立て牛舎や倉庫を建てホルスタインの飼育を始めたのが始まりで、その後黒毛和牛の生産に変わり関連する牛舎や管理棟の増改築を行い現在も後継者が牛 130 頭の飼育生産を続けているところです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。次に、番号 9 番を審議いたします。同じく、現地を調査された、谷宮委員の説明をお願いします。</p>
<p>委員 谷宮</p>	<p>会長より依頼のありました議案 35 号番号 9 番について報告いたします。調査日は 4 月 7 日 調査員は、隈元委員・脇田委員と私谷宮です。事務局より 1 名の同行がありました。総会資料は、46 ページから 48 ページをご覧ください。申請人は、鹿児島市伊敷〇丁目〇〇番〇号〇〇さんです。立会人は本人の〇〇さんでした。土地は、松山町新橋字中村 642 番 5 で、登記地目は田、地積は 1,092 m<sup>2</sup>でございます。申請地は、志布志市役所松山支所から北</p>

		<p>東方向に位置し、松山支所前から県道塗木・大隅線を、松山町泰野方向へおよそ 750m先を左折、市道仮屋・大谷線をおよそ 1.4 km進んだ左手奥に位置する土地でございます。申請地の地目は田ですが、現状は雑草が生い茂り原野化しております。申請人の話として 5 年前の大雨により農道の法面が崩落して通行出来なくなり農地の管理が出来ず原野化したとのことでした。農道を現状回復するにも農道の山林側法面はシラスで直に切り立っており農道だけでなく農地を含め崩落の恐れがある箇所もあり現在も農道は土砂に埋もれており通行不能となっております。申請地の現状回復は困難ではないかと考えました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 10 番を審議いたします。現地を調査された、中之内委員の説明をお願いします。
委員	中之内	<p>会長より依頼のありました議案 35 号番号 10 番について報告いたします。総会資料は、49 ページから 51 ページでございます。調査日は 4 月 7 日 調査員は、立山委員・福岡剛委員と私です。事務局より 2 名でございました。申請人は、有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所につきましては、有明中学校の正門から市道吉村・中次線を押切方面へ約 150m進んだところを左折し 100m進んだ右手になります。この場所の状況ですが、申請人が平成 27 年に相続したが、それ以前から 20 年以上耕作されていないことと現在も竹林となっていることから農地への復元が困難となったものでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議</p>

		方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することに異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、24 ページ、番号 11 番を審議いたします。同じく、現地を調査された、中之内委員の説明をお願いします。
委員	中之内	<p>会長より依頼のありました議案35号番号11番について報告いたします。総会資料は、52ページから54ページでございます。調査日は4月7日 調査員は、立山委員・福岡剛委員と私と事務局より2名でございました。申請人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は、代理人〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、JAあおぞら西部支所から市道重田・岩屋線を、重田方面へ1.2km進み右折し80m進んだ左手に位置します。この場所の状況ですが、畑の一部法面も含めてではあります、ほとんど雑木や竹林が生い茂っていることと20年以上耕作されていないので農地への復元が困難となったものでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することに異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第35号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
議長	萩迫	次に、日程第9、議案第36号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 佐々木	<p>それでは、議案第 36 号非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、26 ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。議案書の番号 10 の願出人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地 〇〇さんです。土地は、志布志町田之浦字宮地原 441 番 5 で、登記地目は畑、地積は 169 m<sup>2</sup>でございます。申請地は、志布志市役所本庁から北北東方向に位置し、志布志から県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み、田之浦郵便局前を大越橋方向へ左折、県道塗木・大隅線を松山町尾野見方面へおよそ 1.7 km 進んだところを、市道宮地線へ右折、およそ 200m 進んだ左側に位置する土地でございます。現在、宅地化しております。現地調査は、3 名で行うこととなっておりますので、番号 10 につきまして、井久保委員、安樂委員、池袋委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 なし)</p>
議長 萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長 萩迫	<p>異議なしと認めます。よって日程第 9、議案第 36 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10、議案第 37 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長 中水	<p>議案第 37 号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書 28 ページをお開きください。公告日は、令和 3 年 4 月 30 日で、田が 2,682 m<sup>2</sup>、畑が 29,884 m<sup>2</sup>の合計 32,566 m<sup>2</sup>となっております。所有権を移転する者 12 人、所有権の移転を受ける者 9 人となっております、いずれも売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書 29 ページから 33 ページに掲載してありますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしく願いします。</p>

議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいります。まずは、29 ページ、番号 8 番から、30 ページ、番号 13 番まで審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。つぎに、31 ページ、番号 14 番を審議いたします。番号 14 番は、工藤委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、工藤委員には、ここで、退席をお願いいたします。
会場		(工藤委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 14 番につきまして、つきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで工藤委員の入室を許可します。
会場		(工藤委員 入室)
議長	萩迫	次に、31 ページ番号 15 番から、33 ページ、番号 20 番までと、28 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局の説明を求めます。
主任主査	桑水	議案第 37 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。議案書は、34 ページから 64 ページとなっております。

		<p>まずは、議案書 34 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 3 年 4 月 30 日で、始期は令和 3 年 5 月 1 日となります。設定期間が、3 年から 50 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が 55,480 m<sup>2</sup>、畑が 163,853 m<sup>2</sup>、樹園地が 27,960 m<sup>2</sup>で、合計しますと 247,293 m<sup>2</sup>となり、うち更新分は 53,884 m<sup>2</sup>となっております。利用権の設定をする者の数が 79 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 41 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 38 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、35 ページから 64 ページの明細表をご確認ください。以上で、議案第 37 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。最初に、35 ページ、番号 1 番から 64 ページ、番号 86 番までと、34 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 37 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 38 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	中水	<p>議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。議案書 66 ページをお開きください。</p> <p>番号 12 の申出者は、神奈川県相模原市南区相南〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、〇〇さんが代理人となっております。売買の申出で、土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、井久保委員、谷宮委員の指名をご提案いたします。</p>

		<p>番号 13 の申出者は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、上野委員、田尾委員の指名をご提案いたします。</p> <p>番号 14 の申出者は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、脇田廣昭委員、工藤委員の指名をご提案いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 38 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>